



島根県報

平成23年3月31日（木）

号外第90号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【病院局規程】

島根県病院局事務処理規程の一部改正

2

島根県病院局職員就業規程の一部改正

5

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程**島根県病院局管理規程第3号**

島根県病院局事務処理規程（平成19年島根県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

平成23年 3月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

目次を次のように改める。

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 文書管理組織（第4条―第6条）

第3章 事務の委任及び決裁（第7条―第20条）

第4章 文書の形式等（第21条―第26条）

第5章 公印（第27条―第33条）

第6章 公文書の管理（第34条―第36条）

附則

第1章第1節から第5節までの節名を削る。

第3条中第9号から第12号までを削り、第13号を第9号とし、第14号から第22号までを4号ずつ繰り上げる。

第2章及び第3章を削る。

第3条の次に次の章名を付する。

第2章 文書管理組織

第5条第1項第1号中「及び物品」を削り、同項第5号中「文書」を「公文書」に、「置換え及び廃棄」を「ファイル管理表、保存期間が満了したときの措置等」に改める。

第6条の次に次の章名を付する。

第3章 事務の委任及び決裁

第20条の次に次の章名を付する。

第4章 文書の形式等

第21条第1号中「法規文書、令達文書及び公示文書」を「次号から第4号までに掲げる文書」に改め、同条第3号ア及びイ中「対し命令し、」を「命令するもので」に改め、同号ウ中「中」を「のうち」に改め、同号エ中「命令、許可等の行政処分」を「行政処分等」に改め、同条第4号ア中「とる」を「採る」に改める。

第22条を次のように改める。

（県報登載）

第22条 条例、規則、管理規程、訓令（甲）、告示、公告及び特定調達公告は、島根県報に登載する。

第23条第1項各号列記以外の部分中「文書には」を「文書の公布、施行等に当たっては」に、「記号、番号等」を「記号及び番号」に、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める」に、「該当する」を「掲げる」に、「ついては」を「ついては、」に改め、同項第1号中「第6条第1項第1号」を「（平成23年島根県訓令第6号）第8条第1項第1号」に、「記号、番号等」を「記号及び番号」に改め、同項第2号中「「告示」」の次に「の前」を加え、「冠し」を「付け」に改め、同項第3号中「前に」の次に「それぞれ」を加え、「付けるもの」を「付けたもの」に改め、「番号を」を削り、同項第4号中「「島根県病院局」の名を冠しないで、第2号と同様とすること」を「記号は「内訓」とし、番号は令達番号簿により付けること」に改め、同項第5号中「こと」を削り、同項第6号中「冠しないで、第3号と同様とすること。秘密に属する文書」を「付けず、第3号と同様とし、取扱注意文書（法令等の規定により非公開とされる情報が記載されている文書のうち、個人のプライバシーに関するもの等特に厳重な取扱いを要すると認め

られるものをいう。)」に改め、「さらに」を削り、「冠する」を「付ける」に改め、同条第2項中「の規定により付ける」を「に規定する」に改め、「令達番号簿」の次に「により付けるもの」を、「整理番号」の次に「により付けるもの」を加え、同条第3項中「付した」を「取得した」に、「に冠する」を「の前に付ける」に改める。

第25条第1項第2号中「あいさつ」を「挨拶」に改め、同条第4項中「前2項」を「前3項」に改める。

第26条中「及び」を「、」に、「島根県公文書管理規程第7条に定める文書書式の例」を「別に定めるところ」に改める。

第26条の次に次の章名を付する。

第5章 公印

本則に次の1章を加える。

第6章 公文書の管理

(公文書の管理)

第34条 島根県公文書等の管理に関する条例（平成23年島根県条例第3号。以下「公文書管理条例」という。）第7条第1項、第3項及び第4項、第9条、第11条第1項及び第2項並びに第12条の規定に基づき定めるべき島根県病院局が行う公文書の管理に関し必要な事項は、この規程に定めるもののほか、島根県公文書の管理に関する規則（平成23年島根県規則第33号）及び島根県公文書管理規程の規定の例による。

(保存期間)

第35条 公文書管理条例第7条第1項の保存期間は、別表第6の左欄に掲げる公文書の区分に応じ、同表の中欄に定める期間とする。ただし、法令又は他の条例、他の規則その他の規程による保存期間の定めがある公文書にあっては、当該法令又は他の条例、他の規則その他の規程で定める期間を保存期間とする。

(保存期間が満了したときの措置)

第36条 県立病院課長及び病院長は、公文書及び公文書をまとめたファイルについて、別表第6の右欄に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、公文書管理条例第7条第5項の規定により、保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。

別表第6を次のように改める。

別表第6（第35条、第36条関係）

公文書の区分	保存期間	保存期間満了後の措置
1 次に掲げる文書 (1) 条例、管理規程及び訓令に関するもの (2) 病院事業の運営の基本方針の決定に関するもの (3) 訴訟に関するもので重要なもの (4) ほう賞に関するもので重要なもの (5) 職員の進退及び懲戒に関するもの (6) 公有財産の取得、管理及び処分に関するもので重要なもの (7) その他10年を超えて保存する必要があると認められるもの	30年	次に掲げるものは、特定歴史公文書等。その他のものは、廃棄 (1) 病院局の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録されたもの (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録されたもの (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録されたもの (4) 病院局の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録されたもの (5) その他歴史資料として重要と認められるもの
2 次に掲げる文書（1の項に掲げるものを除く。） (1) 事務事業の基本に関するもので重要なもの (2) 要綱、要領等の制定及びその解釈方針等に関するもの (3) 訴訟に関するもの (4) 争訟（訴訟を除く。以下同じ。）に関するもの	10年	

<p>で重要なもの</p> <p>(5) 統計又は研究に関するもので重要なもの</p> <p>(6) ほう賞に関するもの</p> <p>(7) 公有財産の取得、管理及び処分に関するもの</p> <p>(8) その他5年を超え10年以下の期間保存する必要があると認められるもの</p>		
<p>3 次に掲げる文書（1の項及び2の項に掲げるものを除く。）</p> <p>(1) 事務事業の基本に関するもの</p> <p>(2) 予算及び決算に関するもので重要なもの</p> <p>(3) 審査請求、異議申立てその他の争訟に関するもの</p> <p>(4) 答申、建議等に関するもの</p> <p>(5) その他3年を超え5年以下の期間保存する必要があると認められるもの</p>	5年	
<p>4 次に掲げる文書（1の項から3の項までに掲げるものを除く。）</p> <p>(1) 予算及び決算に関するもの</p> <p>(2) 供覧文書のうち重要なもの</p> <p>(3) 決裁又は供覧の手続を経ないもののうち重要なもの</p> <p>(4) その他1年を超え3年以下の期間保存する必要があると認められるもの</p>	3年	
<p>5 次に掲げる文書（1の項から4の項までに掲げるものを除く。）</p> <p>(1) 事務の執行に関するもののうち軽易又は定型的なもの</p> <p>(2) 陳情、請願等に関するもの</p> <p>(3) 供覧文書</p> <p>(4) 決裁又は供覧の手続を経ないもの</p> <p>(5) その他1年の期間保存する必要があると認められるもの</p>	1年	
<p>6 次に掲げる文書（1の項から5の項までに掲げるものを除く。）</p> <p>(1) 随時発生し、短期に廃棄するもの</p> <p>(2) 1年以上の保存を要しないと認められるもの</p>	1年未満	廃棄

備考

- 1 歴史公文書に該当する公文書は、1の項から5の項までのいずれかに区分するものとする。
- 2 「特定歴史公文書等」とは、公文書管理条例第4条の島根県公文書センター（以下「公文書センター」という。）における保存の措置をとることをいう。
- 3 保存期間満了後の措置の欄において廃棄とされている区分に属するものであっても、歴史資料として重要な公文書又は当該公文書をまとめたファイルと認められるものである場合は、公文書センターにおいて保存の措置を

とるものとする。

様式第4号から様式第9号までを削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前にこの規程による改正前の島根県病院局事務処理規程（以下「旧規程」という。）の規定により行われた手続その他の行為は、この規程による改正後の島根県病院局事務処理規程中にこれに相当する規定があるときは、当該規定によって行われた手続その他の行為とみなす。

3 この規程の施行の際旧規程第58条により現に設定されている保存期間の設定は、なおその効力を有する。

4 旧規程の規定により作成した用紙でこの規定の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県病院局管理規程第4号

島根県病院局職員就業規程（平成19年島根県病院局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

平成23年3月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第43条の表第34条第1号の項中「平成13年島根県訓令第4号」を「平成23年島根県訓令第6号」に改める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。